

電子入札についての留意事項

【浜田市 契約管理課】

1 入札書等の送信日について

島根県電子調達共同利用システムからの指名通知書により、入札書受付締切日時、開札日時を確認して入札書又は辞退届（以下「入札書等」という。）を送信してください。

- (1) 入札書等は、入札書受付締切日又はその前日に送信してください。

入札案件によっては、質問に対する回答時に仕様の変更・資料の追加をすることがあり、入札額に影響することがあります。

そのため、入札書受付締切日又はその前日に入札書等の送信を行ってください。入札書等は、送信後に引換え、変更又は取消しをすることはできません。

- (2) 入札書等は、入札書受付締切日時を過ぎると送信できません。

2 質問・回答について

- (1) 仕様書等について質問がある場合は、入札受付締切日の4日前まで（土・日・祝日を除く）に、電子入札システムに入力してください。

- (2) 回答は、入札受付締切日の2日前まで（土・日・祝日を除く）に、入札情報サービス（PPI）に掲載します。

3 再度入札について

最低入札価格が予定価格に達しない場合は、再度入札を行います。再度入札は、当初の開札日と同日に行います。時間については、島根県電子調達共同利用システムからメール送信される再入札通知書で確認して入札してください。

4 その他

- (1) 電子入札に当たっては、「浜田市電子入札運用基準（受注者用）」をご確認ください。（島根県電子調達共同利用システム入札情報サービス（PPI）の各種情報及び浜田市ホームページに掲載しています。）
- (2) 指名競争入札は、1回目の入札者が1者となった場合、入札を中止します。その場合は、島根県電子調達共同利用システムから中止通知書を配信します。
- (3) 事情により入札を中止することがあります。その場合は、島根県電子調達共同利用システムから中止通知書を配信します。